

札幌市立福住小学校 いじめ防止基本方針

令和8年3月27日改訂

「学校いじめ防止基本方針」の策定は、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」において、「学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるもの」（第13条）とあり、全ての学校に義務付けられているところです。

札幌市では「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」に基づいて、関係機関や市民からの意見を踏まえ、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

市内の公立学校においては、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を基に以下の点に留意しながら、「学校のいじめ防止基本方針（学校基本方針）」の策定をすることになります。

1 いじめとは

いじめ防止対策推進法（第2条）では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめに関しては、次の三つの認識を教職員で確認しておくことが必要である。

- ・いじめは、どの子にも起こりうる（被害者としてだけでなく、加害者としても）。
- ・いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、将来に渡って傷跡を残す。
- ・いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われていることが多い。

「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通して児童に徹底指導し、いじめられている児童は学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から貫いていくことが最も重要である。

2 いじめ対応で大切にしたいこと

（1）組織的な対応

「いじめ問題の重要性」や「いじめは、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得る問題である」ことを全教職員が認識し、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織で組織的に対応する指導体制や研修体制を確立して実践に当たる。

（2）『ほうれんそうにんじん』（報告・連絡・相談・確認・迅速）

日常からいじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議、校内学びの支援委員会、学校いじめ対策組織、学年研修、全体研修（子ども理解に関する研修会）等の場で取り上げ、教職員間の緊密な情報交換、共通理解を図る。

（3）一人で抱え込まず、事実を共有する

担任外や学校いじめ対策組織を中心に、学年、学校全体でいじめに対応する。その前提として、いじめの兆候や情報があった場合、教職員は必ず学年と担任外に報告する。その

上で、必要に応じて早急に学校いじめ対策組織を開き、方針を決めて対応する。

3 学校いじめ対策組織

(1) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学年主任、（臨時：該当学級担任）

- ・組織の責任者は校長であり、いじめ防止等に係る全ての取組は校長の監督下で行う。
- ・緊急時等で構成員全員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。不参加の構成員には会議日以外に個別に意見を求める。
- ・校長不在時には、教頭が校長の役割、主幹教諭が教頭の役割を担う。校長不在時の対応については校長に報告し決裁を得る。

(2) 会議の開催について

- ・「定例会議」は毎月1回行う。
- ・「臨時会議」は、いじめの疑いを把握した場合等に行う。

(3) 会議の内容について

<定例会議>

- ・いじめの認知、いじめに関する情報の共有
- ・いじめ指導後の被害児童の様子との交流
- ・いじめ指導後の加害児童の様子との交流
- ・いじめの解消の判断

事案発生後3か月後を目途として、被害児童及び保護者との面談結果等を踏まえる。

- ・いじめアンケート結果やシャボテン・ログ、個人面談の内容等についての検討等

<臨時会議>

- ・いじめの認知、いじめに関する情報の共有
- ・関係児童からの面談結果の共有
- ・解消に向けての手立ての検討 等

(4) 関係機関との連携

- ・緊急性が高いと判断した事案、いじめ重大事態につながるものが懸念される事案については、教育委員会に報告、相談をする。
- ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談、通報を行い、連携して対応する。

(5) 記録について

<会議録>

- ・学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。

<個別の対応状況の記録>

- ・個別の対応状況については、会議録とは別に作成する。児童生徒ごとにまとめ、経年的に把握する。

(いじめのアセスメントシートの活用)

- ・いじめに関する個別の記録については、次の学年・学校に確実に引き継ぐ。

<いじめに係るアンケート>

- ・ 3年間保管する。
- ・ 小学校から中学校へ用紙そのものまたはデータを引き継ぐ。

4 いじめ防止等の対処マニュアル

(1) 児童・保護者・地域からの気になる情報

- ・ 児童から、いじめのうわさを聞いた
- ・ 保護者や地域の方から、いじめらしき連絡を受けた
- ・ 被害者本人や保護者から、いじめの訴えを受けた
- ・ いじめのサインと思われる言動を発している児童に気付いた
- ・ いじめらしき現場を目撃した
- ・ 関係機関から、いじめに関する連絡を受けた

(2) 情報を得た教職員

- ・ すぐに学年、担任外に相談する
- ・ 「様子を見よう」「大丈夫だろう」「単なる喧嘩」と個人的な解釈をしない。一人で抱え込まない。

(3) 情報を得た担任外

- ・ 教頭、校長に報告し、以下について検討する。
入手した情報についての事実確認の必要性があるか
調査の必要性があるか
調査の内容と方法はどうか

(4) 学校いじめ対策組織

- ・ 校長は、学校いじめ対策組織を開く
- ・ 状況を分析し、事実関係の確認や指導の方針を決定する
- ・ 役割分担を決定する

(5) 事実関係の確実な把握

- ・ 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- ・ 関係する全ての児童に対して聴き取りを行う。
- ・ 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。
(いじめのアセスメントシート)
- ・ 他校の児童との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働き掛けを、他校と連携して行う。
- ・ 起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談、通報を行い、連携して対応する。(3(4)から再掲)

▶警察への相談・通報

児童(生徒)の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体

又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(6) いじめられた児童の安全・安心を確保

- ・いじめられた児童が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- ・見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- ・当該児童とその保護者との面談等を密に行い、解消に向かっているかどうかを確認する。

(7) いじめた児童等への解決に向けた働き掛け

<いじめた児童への指導・対応>

- ・いじめたという事実にとまらせず、いじめた児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ・いじめを受けた児童の苦しみを理解するとともに、自分の行為の責任を自覚する指導をする。
- ・いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- ・当該児童の保護者と学校での様子を共有し、保護者と連携した指導と見守りを行う。

<周りの児童への指導>

- ・いじめられた児童の心の苦しみを理解させる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。

(8) 保護者への対応

- ・いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに連絡を取り直接会うなどして、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝える等、速やかな対応を行う。
- ・いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ・いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。

(9) 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- ・児童に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き速やかに教育委員会に報告する。
- ・いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する。
- ・犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。

(10) いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件（①②）が満たされている必要がある。

いじめは、謝罪が行われたとしても安易に「解消」とすることはできない。

① 被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。

② 被害者が心身の苦痛を受けていない。（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）

という二つの要件が満たされていることを指す。

- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を日常的に注意深く観察する必要がある。
- ・いじめの被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- ・児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

(11) 再発防止

- ・児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- ・いじめが解決したと思われた後も、児童の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ・再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。

5 いじめの早期発見・対応の取組

(1) いじめアンケートの実施

- ・本校独自に年間2回の「悩みやいじめに関するアンケート」、11月または12月に市教委からの「悩みやいじめに関するアンケート調査」を行う。教師は児童と面談を行い、その経過や結果を学年、担任外で把握し対応する。アンケートと面談については、空欄や無回答、児童の言動や様子などから質的な分析に努める。緊急性を要する場合は、学校いじめ対策組織を開き、保護者や関係機関と連携した対応を考える。

(2) 教育相談と個人懇談の実施

- ・4月に教育相談、10月に個人懇談を実施して、保護者と児童の様子やアンケートの結果について共有し、その後の指導に生かす。

(3) 日常の子どもの見取り

- ・児童の様子を注意深く観察する。
- ・欠席児童の把握（理由、様子、回数）をする。
- ・シャボテン・ログを活用し、適切に面談を行うなどして児童の心身の状況把握と対応を行う。
- ・ささいなことでも、気になる様子があれば学年や担任、担任外に情報共有をする。
- ・担任外が得た情報は、教頭・校長に速やかに報告する。
- ・気になる事案、欠席が多い児童には、学年・担任外と連携して対応する。

- ・必要な情報は、全職員で共有する。

6 いじめの未然防止の取組

(1) いじめに向かわせない学級・学年・学校づくり

- ・教育活動全体を通して、多様性を尊重し、互いを思いやり、自他の生命や人権を大切にしようとする意識を高める日常的な指導を積み重ねる。
- ・行事や集会など、全校児童が集い、協力して活動する機会を生かし、心を耕すことを意識した積極的な働きかけを行う。
- ・道徳科や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、「いじめを許さない」「絶対に見過ごさない」という学級風土を築く。
- ・学級活動や児童会活動において、「ピア・サポート」の考え方を取り入れた自主的・主体的な取組を計画・実践する。
- ・困ったときに「助けてほしい」と伝えるなど適切な援助希求行動ができるように、人間尊重の教育を基盤とした学級づくり、人間関係づくりを行う。
- ・友達の名前を「さん」を付けて呼び合うことを全校的な取組として行い、お互いを尊重し合う環境づくりをする。
- ・児童会の「あいさつ運動」の取組とも同調・連携し、あいさつを通じた心のつながりを、学級で指導する。

(2) 家庭への協力や啓発

- ・学校説明会や学級懇談会、お便りや学校HPを通していじめの未然防止や早期発見・解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、下記の点について理解と協力を求める。
- ①家庭で子どもの様子に気がかりなことがあればすぐに連絡する。
- ②いじめに発展しそうな事案があった場合には学校で聞き取りや指導をし、双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞いてもらう場合もあるので、その際には協力をお願いします。

(3) 計画的・実践的な研修の実施

- ・子ども理解に関する研修会等の校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(4) 学校評価の実施

- ・学校評価において、いじめ問題への取組等についても自己評価を行うとともに、その結果を保護者や地域に公表し、教育委員会に報告する。

7 関係法令

(1) 教育基本法

①教育の機会均等

- (第4条) すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

(第6条2) 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

(第10条) 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

(第11条) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(第35条) 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

8 関係機関 (いじめ相談窓口)

■いじめ電話相談 (市教委少年相談室) 0120-127-830 (フリーダイヤル)

■24時間子供SOSダイヤル (全国共通)

0120-0-78310

■少年相談110番 (道警本部) 0120-007-110 (フリーダイヤル)

■札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 211-3783 (内251・252・253)

■札幌市子どもアシストセンター相談メール assist@city.sapporo.jp

■札幌市教育センター教育相談室 671-3210

■札幌市児童相談所 (東部児童相談所) 863-6290

■興正こども家庭支援センター (相談電話) 765-1000

■羊ヶ丘児童家庭支援センター (YOU・勇・コール) 854-2415

■子どもの人権ホットライン (札幌法務局) 728-0780

(全国共通・無料) 0120-007-110

◇いじめのサイン発見のためのチェックリスト

【登校前（家庭）】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこない。布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと訴え、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなり、だまって食べるようになる。	
【朝の会や朝の学習準備】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下や学習室で待っている。 <input type="checkbox"/> みんなより早く登校する。 <input type="checkbox"/> 時間ぎりぎりに登校する。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。 <input type="checkbox"/> 担任との挨拶や出席確認の時の返事が小さい。 <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子が見られる。	※保護者に必ず連絡
【授業時間】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 授業の初めに用具が散乱している。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 班決めなどの時に話に入れない。 <input type="checkbox"/> 係などを決めるとき、特定の児童の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。 <input type="checkbox"/> その児童を褒めると嘲笑や揶揄が起こる。 <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに、野次や奇声、笑い声などが出て支持されない。 <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。 <input type="checkbox"/> 教室の掲示板や作品、机に落書きやいたずらされる。 <input type="checkbox"/> その児童に配付物を配る際、嫌がる様子が見られる。 <input type="checkbox"/> 道具や器具に触らせてもらえない。 <input type="checkbox"/> 音楽で歌えなかったり、演奏できなかったりする。 <input type="checkbox"/> 内緒話をされている。 <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている。 <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える。 <input type="checkbox"/> 放課後が近づくとそわそわしたり、元気がなくなったりする。	※誰が片付けるかを観察 ※仲間の態度や視線などの非言語的な表現にも注意 ※要指導 気付いた時には必ず何かの配慮、指導を行う ※養護教諭と連携

【休み時間】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る。 <input type="checkbox"/> 教室移動時によく荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどで技をかけられる。 <input type="checkbox"/> 保健室に来る回数が増える。 <input type="checkbox"/> 授業が始まって教室に戻りたがらない。	※意識的に声掛け ※メンバーの把握 ※養護教諭と連携
【清掃・給食時間】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 給食を食べない。食欲がない。 <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 好きなもののおかわりに参加しない。 <input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。 <input type="checkbox"/> みんなの嫌がる仕事をしていることが多い。	※教師も配膳を ※周りの様子を観察
【委員会活動・係活動】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 残りの仕事を押し付けられる。 <input type="checkbox"/> 嫌がる仕事、大変な仕事を一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 一人離れて仕事をしている。	※必ず指導者がいるように
【帰りの会】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 持ち物の紛失が多くなる。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、机に伏せていたりする。 <input type="checkbox"/> 自分の持ち物ではないものが机やかばんに入っている。 <input type="checkbox"/> 教室以外の場所にいる。	※決してそのままにせず、よく話を聞いて対応する
【下校時から放課後】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 机や椅子が乱れていたり、整理整頓ができていない。 <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄ってくる。 <input type="checkbox"/> かばんや持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 下校が早かったり、いつまでも残っていたりする。	

【下校後（家庭）】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がない。 <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりする。 <input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。	
【夜・就寝時（家庭）】	
チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 <input type="checkbox"/> 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする。 <input type="checkbox"/> 学校や友達の話が減った。 <input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。 <input type="checkbox"/> 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり壊れたりしている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きや破れがある。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破れていたりする。	